

- 特 記 仕 様 書 -

施 工 条 件 明 示 書

工 事 番 号	10137002	工 事 名	平成 29 年 鳥の海公園照明灯設置工事		事 務 所 名	互理町都市建設課																																																																				
項 目	条 件	内 容			施 工 方 法	備 考																																																																				
1. 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																																																																								
2. 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 現場施工に着手する日の指定</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 60%;">平成 年 月 日 又は 契約日から○日以内 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)</td> </tr> </table> <p>上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」(平成21年8月31日付出契第410号)</p>						(1) 現場施工に着手する日の指定	○ ある ● ない	平成 年 月 日 又は 契約日から○日以内 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)																																																																
(1) 現場施工に着手する日の指定	○ ある ● ない	平成 年 月 日 又は 契約日から○日以内 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)																																																																								
3. 工程関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 関連工事による施工時期の調整</td> <td style="width: 10%;">● ある ○ ない</td> <td style="width: 60%;">23都災第465号鳥の海公園(その2)災害復旧工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工時期による制限</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 関係機関等との協議の未成立</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> </tr> </table>						(1) 関連工事による施工時期の調整	● ある ○ ない	23都災第465号鳥の海公園(その2)災害復旧工事	(2) 施工時期による制限	○ ある ● ない		(3) 関係機関等との協議の未成立	○ ある ● ない		(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ ある ● ない																																																								
(1) 関連工事による施工時期の調整	● ある ○ ない	23都災第465号鳥の海公園(その2)災害復旧工事																																																																								
(2) 施工時期による制限	○ ある ● ない																																																																									
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ ある ● ない																																																																									
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ ある ● ない																																																																									
4. 公害対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</td> <td style="width: 10%;">● ある ○ ない</td> <td style="width: 60%;">追加事項1(1)追加(特記事項)によること</td> </tr> </table>						(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	● ある ○ ない	追加事項1(1)追加(特記事項)によること																																																																
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	● ある ○ ない	追加事項1(1)追加(特記事項)によること																																																																								
5. 安全対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 交通安全施設等の指定</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> </tr> </table>						(1) 交通安全施設等の指定	○ ある ● ない		(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	○ ある ● ない																																																														
(1) 交通安全施設等の指定	○ ある ● ない																																																																									
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	○ ある ● ない																																																																									
6. 排水工関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>						(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ ある ● ない																																																																	
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ ある ● ない																																																																									
7. 建設副産物対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 共通事項</td> <td colspan="5">下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事</td> <td>○ ある ● ない</td> <td colspan="5">土量、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うこと。 (搬出量で1,000m3以上、搬入量で500m3以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 20%;">(3) 建設発生土以外の建設副産物</td> <td style="width: 10%;">処理・処分</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 10%;">処理・処分する場所</td> <td style="width: 10%;">処理・処分方法</td> <td style="width: 10%;">距離</td> <td style="width: 10%;">制限時間</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; vertical-align: top;">ダンプトラック・建設発生土搬出量等管理表の提出</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 分</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 分</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 分</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 分</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>(4) 再生材の利用</td> <td>○ ある ● ない</td> <td>種類・数量</td> <td colspan="5">クラッシャーラン : 0~40m/m(m)、密粒度As(t)、細粒度As(t)、As安定処理(t)</td> </tr> </table>						(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。					(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事	○ ある ● ない	土量、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うこと。 (搬出量で1,000m3以上、搬入量で500m3以上)					(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	○ ある ● ない	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間	ダンプトラック・建設発生土搬出量等管理表の提出	コンクリート塊	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分	アスファルト塊	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分	建設発生木材	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分	建設汚泥	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分	その他	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分	工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。								(4) 再生材の利用	○ ある ● ない	種類・数量	クラッシャーラン : 0~40m/m(m)、密粒度As(t)、細粒度As(t)、As安定処理(t)				
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。																																																																									
(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事	○ ある ● ない	土量、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うこと。 (搬出量で1,000m3以上、搬入量で500m3以上)																																																																								
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	○ ある ● ない	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間	ダンプトラック・建設発生土搬出量等管理表の提出																																																																			
	コンクリート塊	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分																																																																				
	アスファルト塊	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分																																																																				
	建設発生木材	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分																																																																				
	建設汚泥	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分																																																																				
	その他	○ ある ● ない			km	時 分 ~ 分																																																																				
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																																																																										
(4) 再生材の利用	○ ある ● ない	種類・数量	クラッシャーラン : 0~40m/m(m)、密粒度As(t)、細粒度As(t)、As安定処理(t)																																																																							
8. 工事現場のイメージアップ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">○ ある ● ない</td> <td colspan="5">内容： イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</td> </tr> </table>						○ ある ● ない	内容： イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																																																																	
○ ある ● ない	内容： イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																																																																									
9. 品質証明		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 60%;">土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td>○ ある ● ない</td> <td></td> </tr> </table>						(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	○ ある ● ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。	(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある ● ない																																																														
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	○ ある ● ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																																								
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある ● ない																																																																									
10. 標準的な設計図書による発注方式		○ ある ● ない 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。																																																																								
11. 資材関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 生コンクリート</td> <td colspan="5">生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること</td> <td>必 須</td> <td colspan="4">1.暗渠排水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ある ● ない</td> <td colspan="4">2.盛土材、埋め戻し材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ある ● ない</td> <td colspan="4">3.その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ ある ● ない</td> <td colspan="4">4.その他()</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場吹付法砕工</td> <td colspan="5">吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。</td> </tr> </table>						(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。					(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること	必 須	1.暗渠排水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。					○ ある ● ない	2.盛土材、埋め戻し材					○ ある ● ない	3.その他()					○ ある ● ない	4.その他()				(3) 現場吹付法砕工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																																			
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																																																																									
(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること	必 須	1.暗渠排水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。																																																																								
	○ ある ● ない	2.盛土材、埋め戻し材																																																																								
	○ ある ● ない	3.その他()																																																																								
	○ ある ● ない	4.その他()																																																																								
(3) 現場吹付法砕工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																																																																									
12. その他		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 舗装の下請制限について</td> <td style="width: 10%;">○ ある ● ない</td> <td style="width: 60%;">土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無</td> <td>○ ある ● ない</td> <td>本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 三者会議の対象の有無</td> <td>○ ある ● ない</td> <td>本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-6によること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸与資料の有無</td> <td>○ ある ● ない</td> <td>貸与資料()</td> </tr> <tr> <td>(5) 工事写真の電子化の対象の有無</td> <td>○ ある ● ない</td> <td>本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。</td> </tr> <tr> <td>(6) 工事実績情報システム(コリンズ)登録</td> <td colspan="5">請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。</td> </tr> </table>						(1) 舗装の下請制限について	○ ある ● ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。	(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	○ ある ● ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。	(3) 三者会議の対象の有無	○ ある ● ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-6によること。	(4) 貸与資料の有無	○ ある ● ない	貸与資料()	(5) 工事写真の電子化の対象の有無	○ ある ● ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	(6) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。																																																		
(1) 舗装の下請制限について	○ ある ● ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。																																																																								
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	○ ある ● ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。																																																																								
(3) 三者会議の対象の有無	○ ある ● ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-6によること。																																																																								
(4) 貸与資料の有無	○ ある ● ない	貸与資料()																																																																								
(5) 工事写真の電子化の対象の有無	○ ある ● ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。																																																																								
(6) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。																																																																									

※ 条件欄に「ある」と記入した場合は内容、施工方法等を記入すること。

特 記 事 項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
1. 追加事項1			
(1)追加 : 排出ガス対策型建設機械の原則使用	仕様書に示す建設機械は排出ガス対策型を使用すること。なお、施工実施にあたり、排出ガス対策型を使用しない場合は、変更契約の対象とする。		
(2)追加 : 安全訓練等の実施について	本工事の施工に際し、工事着手後原則として作業員の全員参加により月当たり半日以上時間を割り当て、安全訓練等を実施すること。		
(3)追加 : 墜落・転落の防止	足場の設置を必要とする場合、手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年6月1日)に基づき、手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用すること。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
(4)追加 : 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	請負者は、分別解体等省令で定める様式第一号別表1～3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、監督職員に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明すること。また、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (土木工事等:工事請負代金額500万円以上対象)		
(5)追加 : 不法無線局の排除について	請負者は電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。		
(6)追加 : 暴力団等の排除について	請負者は、互理町暴力団等排除措置要綱を遵守し、暴力団関係業者等を下請負人等としてはならない。また、暴力団等から不当介入を受けた場合は、速やかに警察署に通報するとともに、発注者に報告すること。なお、このことは、下請負人等に対しても指導すること。		
2. 追加事項2			
(1)追加 : 提出書類の様式及び参考図書について	宮城県事業管理課ホームページより入手し、最新版のものを利用すること。		
(2)追加 : 住民への配慮について	関係住民への事前説明を周知徹底し、本工事中のトラブル発生の防止を図ること。又、諸法令を遵守して事故の未然防止に努めること。		
(3)追加 : 準備測量について	着手前に当該設計図書を確認し、現地との整合を図ること。		
(4)追加 :			
(5)追加 :			
(6)追加 :			
3. 追加事項3			
(1)追加 :			
(2)追加 :			
(3)追加 :			
(4)追加 :			
(5)追加 :			
(6)追加 :			
4. 追加事項4			
(1)追加 :			
(2)追加 :			
(3)追加 :			
(4)追加 :			
(5)追加 :			
(6)追加 :			
5. その他			
(1)追加 :			
(2)追加 :			
(3)追加 :			
(4)追加 :			
(5)追加 :			
(6)追加 :			